

事務連絡
令和4年4月1日

都道府県下水道担当課長殿
政令指定都市下水道担当部長殿
(以上地方整備局等下水道事業担当課長等経由)
独立行政法人都市再生機構下水道担当課長殿
日本下水道事業団計画課長殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室 課長補佐
下水道事業課 課長補佐(事務)

下水道施設の改築に係る運用について

下水道施設の改築については、「下水道施設の改築について」(令和4年4月1日付け国水下水事第67号国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長通知(以下、「課長通知」という。))により通知しているところですが、その運用について下記のとおり定めましたので適切な事業執行方をお願いします。

なお、各都道府県におかれては貴管内の市町村(政令指定都市を除く。)に対しても、周知徹底方をお願いします。

記

- 課長通知記2(2)の「特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合等」とは、以下の場合とする。
 - 塩害など避けられない自然条件あるいは著しい腐食の発生など計画段階では想定し得ない特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合
 - 施設の運転に必要なハード、ソフト機器の製造が中止されるなど、施設維持に支障をきたす場合
 - 省エネ機器の導入等により維持管理費の軽減が見込まれるなど、ライフサイクルコストの観点から改築することが経済的である場合
 - 高温焼却の新たな導入等により下水汚泥の焼却に伴い発生する一酸化二窒素(N₂O)排出量を削減する場合
 - 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に規定する「地方公共団体実行計画」に位置づけられ、当該計画の目標達成のために施設機能を向上させる必要がある場合

- 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度な処理方法により放流水質を向上させる場合
- 下水道施設の耐震化を行う場合
- 浸水に対する安全度を向上させる場合
- 下水道施設の耐水化を行う場合
- 樋門等の自動化・無動力化・遠隔化を行う場合
- マンホール蓋浮上防止対策を行う場合
- 合流式下水道を改善する場合

- 課長通知記4の「他の事業制度に基づく計画」とは、以下の計画とする。
 - 下水道総合地震対策事業に基づく下水道総合地震対策計画
 - 「下水道の施設浸水対策の推進について(令和2年5月21日国水下水事第13号)」により策定を要請している耐水化計画
 - 合流式下水道緊急改善事業に基づく合流式下水道緊急改善計画
 - 下水道脱炭素化推進事業に基づく下水道脱炭素化推進事業計画
- 設置後の経過年数が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和30年政令第255号)第14条の規定に基づく処分制限期間を経過している下水道施設を改築する場合で、かつ、当該施設が改築時において交付対象施設である場合は、改築に伴う既施設の撤去・処分費用も含めて交付対象とすることができる。

なお、既施設と別の位置に施設を改築する場合(経済性の観点から有利である、あるいは維持管理の継続性の観点からやむを得ない場合に限る。)にあっても、同様の扱いとする。
- 上記3の場合、残存価額の設置時補助率相当額(注)を国庫に返還することは要しないが、撤去・処分にあたり発生物件が生じた場合は当該物件の売却価額の改築時補助率相当額を国庫に返還するものとする。
- 上記4における国庫への返還は、当該改築事業における交付金額から当該返還額を控除する方法によることができる。
- 国庫補助により設置されたが、改築時においては交付対象とならない下水道施設を処分・撤去する場合の残存価額の補助率相当額については、上記3に示す処分制限期間を経過している場合、国庫補助金の返還を要しない。
- 民間等が設置した下水道施設(処理場、管渠等)で、地方公共団体が下水道法に基づく適切な施設であることを確認及び位置づけを行い、適切な維持管理を行ってきたものについて改築を行う場合は、改築時に交付対象施設であれば交付対象とすることができる。

8 その他

- 1) 改築事業の実施に伴い、既存施設の存する土地の用途廃止を伴う場合においては、経過年数の如何に関わらず「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年8月27日法律第179号)第22条の承認を受けるものとする。
- 2) 令和3年4月1日付け下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐、下水道事業課課長補佐(事務)事務連絡「下水道施設の改築に係る運用について」は廃止する。

(注) 設置時補助率相当額とは、施設の設置時と改築時における補助率が異なる場合の、設置時における補助率のこと。

北海道開発局 地域事業管理官 殿
都市事業管理官 殿
各地方整備局 地域河川課長 殿
下水道事業担当課長 殿
沖縄総合事務局 低潮線保全官 殿
建設産業・地方整備課長 殿

水管理・国土保全局 治水課 課長補佐
下水道部 流域管理官付 課長補佐

雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置(固定資産税)における
国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類による証明について

「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号)による特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)及び下水道法(昭和33年法律第79号)の改正により、民間事業者等が設置及び管理する雨水貯留浸透施設を対象とした雨水貯留浸透施設整備計画の認定制度(以下「本制度」という。)が令和3年11月1日に施行され、本制度に基づき民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設について、市町村が条例を定めることで固定資産税を減税する特例措置が創設されたことについて、「雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置(固定資産税)の創設について(令和3年11月1日付事務連絡)」により周知したところです。

また、本制度に基づき民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設について特例措置の適用を受けようとする場合にあつては、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により本制度の認定権者である都道府県知事等の証明を受けることとされており、今般、当該書類を告示しております。

当該書類の様式及び特例措置の概要等については、別添のとおりです。

各地方整備局等におかれましては、本制度の内容・趣旨をご理解いただき、特例措置が積極的に活用されるよう、都道府県及び政令市に周知いただきますよう、また、都道府県から関係市町村への周知を依頼していただきますようお願いいたします。

なお、ご不明な点につきましては、下記担当あてにご連絡をお願いいたします。

担当： 水管理・国土保全局治水課 池田
電話 03-5253-8111(内線 35582)
下水道部流域管理官付 橋本
電話 03-5253-8111(内線 34323)

事務連絡
令和4年4月1日

各都道府県、関係政令指定都市
河川担当課長 殿
下水道担当課長 殿
(以上、各地方整備局等経由)

国土交通省 水管理・国土保全局
治水課 課長補佐
下水道部 流域管理官付 課長補佐

雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置（固定資産税）における
国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類による証明について

「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第31号）による特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）及び下水道法（昭和33年法律第79号）の改正により、民間事業者等が設置及び管理する雨水貯留浸透施設を対象とした雨水貯留浸透施設整備計画の認定制度（以下「本制度」という。）が令和3年11月1日に施行され、本制度に基づき民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設について、市町村が条例を定めることで固定資産税を減税する特例措置が創設されたことについて、「雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置（固定資産税）の創設について（令和3年11月1日付事務連絡）」により周知したところです。

また、本制度に基づき民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設について特例措置の適用を受けようとする場合にあっては、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により本制度の認定権者である都道府県知事等の証明を受けることとされており、今般、当該書類を告示しております。

当該書類の様式及び特例措置の概要等については、別添のとおりです。

本制度の内容・趣旨をご理解いただき、特例措置の積極的な活用をお願いいたします。また、都道府県におかれましては、関係市町村へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、ご不明な点につきましては、下記担当あてにご連絡をお願いいたします。

担当：国土交通省 水管理・国土保全局
治水課 池田
電話 03-5253-8111（内線 35582）
下水道部流域管理官付 橋本
電話 03-5253-8111（内線 34323）

(別記様式第一)

都道府県知事等 殿

申請年月日
申請者住所（事業所）
氏名又は名称
法人にあってはその代表者の氏名

地方税法附則第十五条第四十三項第一号に掲げる雨水貯留浸透施設であることの証明申請書

下記の償却資産が、地方税法附則第十五条第四十三項第一号の規定の適用を受ける雨水貯留浸透施設として、地方税法施行規則附則第六条第八十項に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものであることにつき証明を受けたいので、申請します。

記

1. 対象償却資産

雨水貯留浸透施設の名称	
-------------	--

2. 地方税法施行規則附則第六条第八十項に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものであることが確認できる書類（添付）

- 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十一条第一項の認定の申請のために提出した申請書の写し
- 着工前及び竣工写真
- その他都道府県知事等が必要と認める書類

上記の償却資産は、地方税法附則第十五条第四十三項第一号の規定の適用を受ける雨水貯留浸透施設として、地方税法施行規則附則第六条第八十項に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものであること及びその他上記の記載事項について相違ないことを証明する。

年 月 日

(都道府県知事等)

浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の創設(固定資産税)(1/5)

気候変動の影響による大雨の頻発化・激甚化に対して、あらゆる関係者が協働して流域対策を行う「流域治水」への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すため、民間事業者等による雨水貯留浸透施設に係る特例措置を創設。

施策の背景

- 平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、近年甚大な水害が全国各地で頻発しており、今後、気候変動により更なる降雨量の増大や水害の頻発化・激甚化が懸念されている。

- これに対し、あらゆる関係者が協働して流域対策を行う「流域治水」を推進するための新たな制度に位置付けられた雨水貯留浸透施設に対して税制による支援を講じることにより当該施設の整備促進を図る。



上部がオープンのケース



地下貯留のケース

特例措置の内容

【固定資産税】
流域内の浸水被害を防止・軽減させるため、新たな制度に基づき民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設について、課税標準を3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする。

【適用期限】

3年間（特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和3年11月1日）～令和6年3月31日）の特例措置を創設。

(別記様式第二)

公共下水道管理者 殿

申請年月日

申請者住所（事業所）

氏名又は名称

法人にあってはその代表者の氏名

地方税法附則第十五条第四十三項第二号に掲げる雨水貯留浸透施設であることの証明申請書

下記の償却資産が、地方税法附則第十五条第四十三項第二号の規定の適用を受ける雨水貯留浸透施設として、地方税法施行規則附則第六条第八十一項に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものであることにつき証明を受けたいので、申請します。

記

1. 対象償却資産

雨水貯留浸透施設の 名称	
-----------------	--

2. 地方税法施行規則附則第六条第八十一項に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものであることが確認できる書類（添付）

- 下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十五条の第十一項の認定の申請のために提出した申請書の写し
- 着工前及び竣工写真
- その他公共下水道管理者が必要と認める書類

上記の償却資産は、地方税法附則第十五条第四十三項第二号の規定の適用を受ける雨水貯留浸透施設として、地方税法施行規則附則第六条第八十一項に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものであること及びその他上記の記載事項について相違ないことを証明する。

年 月 日

(公共下水道管理者)

浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の創設(固定資産税)(3/5)

＜新たな制度の概要① 特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16年国土交通省令第64号）（抄）＞

（雨水貯留浸透施設整備計画の認定の申請）

第6条 法第11条第1項の認定の申請は、別記様式第一の申請書を都道府県知事等（同項に規定する都道府県知事等をいう。第8条及び第11条において同じ。）に提出して行うものとする。

2～4 （略）

（雨水貯留浸透施設の規模）

第8条 法第12条第1項第1号の国土交通省令で定める規模は、総貯留量から雨水浸透阻害行為（法第30条に規定する雨水浸透阻害行為をいう。以下同じ。）の対策工事により確保すべき貯留量を除いた貯留量（以下この条において「特定貯留量」という。）が30立方メートルのものとす。ただし、その地方の浸水被害（法第2条第3項に規定する浸水被害をいう。以下この条及び第11条において同じ。）の発生の状況又は自然的、社会的条件の特殊性を勘案し、当該特定都市河川流域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要がある場合においては、都道府県知事等は、規制で、区域を限り、0.1立方メートル以上30立方メートル未満の範囲内で、その規模に係る特定貯留量を別に定めることができる。

（雨水貯留浸透施設の構造及び設備の基準）

第9条 法第12条第1項第2号の国土交通省令で定める構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 堅固で耐久力を有する構造であること。
- 二 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するために必要な排水設備その他の設備を備えたものであること。

（雨水貯留浸透施設の管理の方法の基準）

第10条 法第12条第1項第4号の国土交通省令で定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- 一 雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するための点検が、適切な頻度で、目視その他適切な方法により行われるものであること。
- 二 前号の点検により雨水貯留浸透施設の損傷、腐食その他の異状があることが明らかとなった場合に、補修その他必要な措置が講じられるものであること。
- 三 雨水貯留浸透施設の修繕が計画的に行われるものであること。

（雨水貯留浸透施設の管理の期間）

第11条 法第12条第1項第5号の国土交通省令で定める期間は、10年とする。ただし、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的、社会的条件の特殊性を勘案し、当該特定都市河川流域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要がある場合においては、都道府県知事等は、10年を超え50年以下の範囲内で、その期間を別に定めることができる。

浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の創設(固定資産税)(2/5)

＜新たな制度の概要① 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）（抄）＞

（定義）

第2条 この法律において「特定都市河川」とは、都市部を流れる河川（河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川をいう。以下同じ。）であつて、その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節ダム等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難なもののうち、国土交通大臣又は都道府県知事が次条の規定により区間を限つて指定するものをいう。

2～5 （略）

6 この法律において「雨水貯留浸透施設」とは、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であつて、浸水被害の防止を目的とするものをいう。

7～9 （略）

（雨水貯留浸透施設整備計画の認定）

第11条 特定都市河川流域において雨水貯留浸透施設の設置及び管理をしようとする者（地方公共団体を除く。）は、国土交通省令で定めるところにより、当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関する計画（以下「雨水貯留浸透施設整備計画」という。）を作成し、当該雨水貯留浸透施設を設置しようとする都道府県（当該雨水貯留浸透施設を指定都市又は地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に設置しようとする場合にあつては、当該指定都市等）の長（以下この節において「都道府県知事等」という。）の認定を申請することができる。

2・3 （略）

（認定の基準）

第12条 都道府県知事等は、前条第1項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る雨水貯留浸透施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

- 一 雨水貯留浸透施設の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。
- 二 雨水貯留浸透施設の構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 三 資金計画が当該雨水貯留浸透施設の設置を確実に遂行するため適切なものであること。
- 四 雨水貯留浸透施設の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 五 雨水貯留浸透施設の管理の期間が国土交通省令で定める期間以上であること。

2 （略）

（認定事業者に対する助言及び指導）

第15条 都道府県知事等は、第11条第1項の認定（前条第1項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。）を受けた者（以下「認定事業者」という。）に対し、当該計画の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る雨水貯留浸透施設の設置及び管理に關し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の創設(固定資産税)(5/5)

＜新たな制度の概要② 下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）（抄）＞

（雨水貯留浸透施設整備計画の認定の申請）

第17条の6 法第25条の10第1項の認定の申請は、別記様式第15の申請書を公共下水道管理者に提出して行うものとする。
2～4（略）

（雨水貯留浸透施設の規模）

第17条の8 法第25条の11第1号の国土交通省令で定める規模は、雨水を貯留する容量が30立方メートルのものとする。ただし、その地方の浸水被害の発生状況又は自然的社会的条件の特殊性を勘案し、当該浸水被害対策区域における浸水被害の発生を防止するため特に必要がある場合においては、公共下水道管理者は、当該規模について、規則で、区域を限り、雨水を貯留する容量を0.1立方メートル以上30立方メートル未満の範囲内で、別に定めることができる。

（雨水貯留浸透施設の構造及び設備の基準）

第17条の9 法第25条の11第2号の国土交通省令で定める構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持することができる構造であること。
- 二 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するために必要な設備を備えたものであること。

（雨水貯留浸透施設の管理の方法の基準）

第17条の10 法第25条の11第4号の国土交通省令で定める管理の方法の基準は次のとおりとする。

- 一 雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するための点検が、適切な頻度で、目視その他適切な方法により行われるものであること。
- 二 前号の点検により雨水貯留浸透施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることが明らかとなった場合に、補修その他必要な措置が講じられるものであること。
- 三 雨水貯留浸透施設の修繕が計画的に行われるものであること。

（雨水貯留浸透施設の管理の期間）

第17条の11 法第25条の11第5号の国土交通省令で定める期間は、10年とする。ただし、その地方の浸水被害の発生状況又は自然的社会的条件の特殊性を勘案し、当該浸水被害対策区域における浸水被害の発生を防止を図るため特に必要がある場合においては、公共下水道管理者は、10年を超え50年以下の範囲内で、その期間を別に定めることができる。

浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の創設(固定資産税)(4/5)

＜新たな制度の概要② 下水道法（昭和33年法律第79号）（抄）＞

（排水設備の技術上の基準に関する特例）

第25条の2 公共下水道管理者は、浸水被害対策区域（排水区域のうち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域（第

4条第1項の事業計画に計画降雨が定められている場合）にあつては、都市機能が相当程度集積し、当該計画降雨を超える規模の降雨が生じた場合には、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域）であつて、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによつては浸水被害（同項の事業計画に計画降雨が定められている場合）にあつては、当該計画降雨を超える規模の降雨が生じた場合に想定される浸水被害。以下この節において同じ。）の防止を図ることが困難である認められるものとして公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める区域をいう。以下同じ。）において浸水被害の防止を図るためには、排水設備（雨水を排除するためのものに限る。）が、第10条第3項の政令で定める技術上の基準を満たすのみでは十分でなく、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を備えることが必要であると認められるときは、政令で定める基準に従い、条例で、同項の技術上の基準に代えて排水設備に適用すべき排水及び雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を定めることができる。

（雨水貯留浸透施設整備計画の認定）

第25条の10 浸水被害対策区域（特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第2条第2項に規定する特定都市河川流域の区域を除く。）において、雨水貯留浸透施設（雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であつて、浸水被害の防止を目的とするものをいう。以下同じ。）の設置及び管理をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関する計画（以下「雨水貯留浸透施設整備計画」という。）を作成し、公共下水道管理者の認定を申請することができる。

2.3（略）

（認定の基準）

第25条の11 公共下水道管理者は、前条第1項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る雨水貯留浸透施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

- 一 雨水貯留浸透施設の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。
- 二 雨水貯留浸透施設の構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 三 資金計画が当該雨水貯留浸透施設の設置を確実に遂行するため適切なものであること。
- 四 雨水貯留浸透施設の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 五 雨水貯留浸透施設の管理の期間が国土交通省令で定める期間以上であること。

（認定事業者に対する助言及び指導）

第25条の14 公共下水道管理者は、第25条の10第1項の認定（前条第1項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。）を受けた者（以下「認定事業者」という。）に対し、当該計画の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

脱炭素を考慮した計画的な施設更新について

2050年脱炭素社会の実現に貢献するため、国土交通省では、令和4年4月1日付けで「グリーンイノベーション下水道の実現に向けて」(国水下企第1号国土交通省水管理・国土保全局下水道部長通知)を发出したところです。

これを踏まえて、国土交通省では、「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドラインー2015年版ー」(以下、「ガイドライン」という。)を改訂いたしました。改訂したガイドラインでは、地球温暖化対策のため施設機能を向上させる事業を優先させることも含め、適切に長期的な改築事業のシナリオを設定することを明確にしたところです。併せて、「下水道施設の改築に係る運用について」(下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐・下水道事業課課長補佐(事務)事務連絡(以下、「事務連絡」という。))を令和4年4月1日付けで改正し、特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合等の規定に地球温暖化対策に係る規定を追加しました。

各下水道管理者におかれては、ガイドラインや事務連絡等を参考とし、下水道施設全体の管理を最適化するストックマネジメントに取り組む中で、脱炭素を考慮した中長期の事業量を見通し、計画的に施設更新を進めていただきますようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内市町村(政令指定都市を除く。)に対しても、この旨周知・助言いただくよう、お願いします。

(参考)

・下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドラインー2015年版ー(令和4年3月改訂)

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000135.html

(参考) 地方税法 関係条文抜粋

地方税法 (昭和25年法律第226号) (抄)

附 則

(固定資産税等の課税標準の特例)

第15条第43項 次に掲げる施設のうち、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第349条の2の規定にかかわらず、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(当該施設が第389条の規定の適用を受ける場合には、3分の1)を乗じて得た額とする。

- 一 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第15条に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第2条第6項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの
- 二 下水道法第25条の14に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第25条の10第1項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの

地方税法施行規則 (昭和29年総理府令第23号) (抄)

附 則

(政令附則第11条第2項第1号の倉庫等)

第6条第80項 法附則第15条第43項第1号に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第11条第1項に規定する都道府県知事等の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。

第6条第81項 法附則第15条第43項第2号に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により下水道法第4条第1項に規定する公共下水道管理者の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当部長
(以上地方整備局等
下水道事業担当課長等経由)
独立行政法人都市再生機構下水道担当課長
地方共同法人日本下水道事業団下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課 企画専門官

令和4年度事業執行にあたっての交付対象範囲の確認事項について

下水道事業の執行については、各事業主体において鋭意ご尽力いただいているところですが、社会資本整備総合交付金等の基幹事業の交付対象範囲について、改めて下記事項を確認いただき、適切な執行をお願いいたします。また、都道府県におかれては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、その旨周知方をお願いいたします。

なお、確認事項の内容について、不明な点等がある場合には、個別に相談をお願いいたします。

記

I. 計画等

1 測量設計費について

以下の①～⑧の調査・検討業務について、測量設計費として交付対象となる。

- ①計画放流水質の算出（季節別処理水質等との整合の検討を含む）及び段階的高度処理等の処理方法の評価を実施するための調査（水質調査を含む）・検討、その他施設計画の検討に係る業務。
- ②計画的な地震対策事業、津波対策事業の実施に必要なシミュレーションの実施、下水道施設の耐震診断、耐津波診断等に係る点検、調査その他の施設計画の検討業務。
- ③浸水対策事業の実施に必要な、豪雨時におけるマンホールの安全性、下水道施設の耐水性、浸水安全度の向上のための施設計画等に係る調査（水位・流量観測、水理模型実験を含む）、その他の施設計画の検討業務。

- ④合流式下水道の改善に係る検討（合流式下水道緊急改善計画見直しを含む。）に必要なシミュレーションの実施、施設計画に係る調査、越流水質状況等のモニタリング調査その他の施設計画の検討業務及び社会資本整備総合交付金交付要綱に定める合流式下水道の改善に係る事業についての評価の実施に係る調査。
- ⑤計画的な改築事業の実施に必要な下水道施設（処理場・ポンプ場、管渠等）の点検、調査、既設管渠の漏水、浸入水に係る点検、調査（空洞調査、情報収集調査を含む。）その他の施設計画の検討（AI、IoTを用いるものを含む。）業務。
- ⑥ディスプレイ導入の可否検討に必要な点検、調査その他の施設計画の検討業務。
- ⑦効率的な事業実施のためのアンケート調査・事業内容及び事業規模の見直しを含む施策の優先順位の検討・基本的な計画検討（見直しを含む。）等業務。
- ⑧事業再評価において、費用対効果を分析するために必要な調査（CVM調査を含む。）・検討に係る業務。
- ⑨地下水や地盤への影響等、下水道工事の実施に伴って生じる事業損失を把握するための事前及び事後の調査。
- ⑩公共工事の品質確保のために必要となる施工監督、積算に必要な資料の作成、技術提案の審査評価などの現場技術業務（「都市・地域整備局所管補助事業における公共工事の品質確保について」（平成18年5月16日付け都市・地域整備局各課長連名通知）を参照）。
- ⑪工事の積算において物価資料等に公表されていない単価を決定するにあたり、特別調査により単価を調査する業務。
- ⑫ポンプ場・処理場等を対象にBIM/CIMモデル（3次元モデル）を活用した施設設計等を実施する業務。
- ⑬事業の実施を前提としたPPP/PFI事業を含めた事業実施手法の導入スキーム及び実施方針等の検討に関する調査。
- ⑭処理場及びポンプ場等の統廃合や遠方監視、遠方操作による集約管理等（AI、IoTを用いるものを含む。）、下水道システムの再構築に資する調査計画業務。
- ⑮事業の実施を前提とした、複数処理区の汚泥等（他の汚水処理施設から発生する汚泥

及び汚泥以外のバイオマスを含む。(以下同じ。))の集約処理、複数の市町村にわたる広域的な汚泥処理、汚泥等の燃料・肥料としての利用に係る計画の検討業務(汚泥等の成分分析、燃料・肥料の試験又は分析を含む)。

⑯下水道事業として行う下水熱利用設備の整備に必要な下水の流量・温度等の調査、シミュレーションその他の施設計画の検討業務。

⑰「下水道事業におけるエネルギー効率に優れた技術の導入について」(平成29年9月15日付け国水事第38号)に基づく、施設の設計見直しに係る検討業務。

2 雨水公共下水道事業の取り扱いについて

社会資本整備総合交付金交付要綱「イ-7-(1)、ロー7-(1)通常の下水道事業」に定められた「①公共下水道事業」は、その交付対象事業の要件を「特定環境保全公共下水道事業を行うことができる地区の要件に該当しないもの」としており、これまで特定環境保全公共下水道事業を予定していた地区において、地理的又は経済的な要因等により浄化槽区域へ見直した地区で行う雨水公共下水道事業については、「①公共下水道事業」として行うことができる。

なお、「⑤特定環境保全公共下水道事業」として雨水公共下水道を実施することはできない。

II. 管渠

3 流域下水道管渠の終点マンホールの位置について

流域下水道の管渠の末端に位置する市町村において、複数の処理分区が存在する場合、分岐する流域下水道管渠の終点マンホールの位置は、各終点における流入面積或いは水量の合計が、当該市町村の全体の処理面積或いは水量の1/3となる地点に、以下の要件をすべて満たすものについては、各終点における処理人口の合計が概ね1,000人以上となる地点に決定できるものとする。

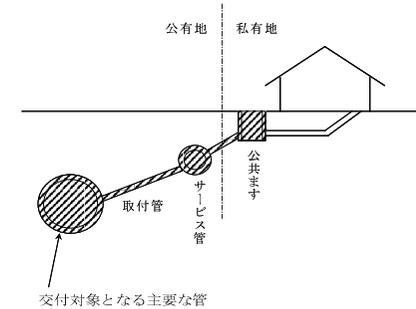
1) 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第62号)の規定により水質保全を図る地域として指定される地域におけるもの又は上水道の取水口より上流に処理した下水を放流するもの。

2) 水質保全のための高度処理を実施しているもの。

(個々の処理分区毎に流入面積或いは流量の1/3、または処理人口1,000人で決定する必要はない。)

大規模開発に関連する場合や終点マンホールを設けることが地形上或いは維持管理上困難である場合等、上記により難しい場合については個別に相談されたい。

4 公共下水道の管渠に附属する公共ます、取付管について



公共ますから交付対象となる主要な管渠に取付管を設ける際に、取付管の数を少なくし、主要な管渠に並行した管渠(以下「サービス管」という)を敷設した方が経済的に有利な場合については、取付管及び公共ますに加え、当該サービス管についても交付対象となる。

5 公共下水道に係る主要な管渠の終点の考え方について

公共下水道に係る管渠の工事区間が、交付対象となる主要な管渠に係る区間と主要な管渠とならない管渠(地方単独費で施工する管渠)に係る区間に跨る場合、その下水排除量が、別表に定められている下水排除量の基準以上となる区間が計算上設定される場合には、按分計算等によりその区間までの事業費を算出し、主要な管渠として交付対象とすることが可能である。

【参考】

5について

(例) 一般市(乙)の分流式の污水管渠で第2種の場合
(予定処理区域の面積:100ha以上)



6 雨水増補管に係る取り扱いについて

既設の雨水管の雨水排除能力を補うために別途に増補管(ネットワーク管を含む)を設置する場合、これらと同等の雨水排除能力を有する雨水管を敷設するとした場合の仮定の管渠口径あるいは下水排除面積が、主要な管渠の範囲を定める別表の基準を満足していれば、当該雨水増補管は交付対象となる。なお、道路拡幅の工事等に伴う改築につ

いて既存管渠を2条化することが経済的な場合においても同様の措置とする。

7 マンホール蓋浮上防止対策について

マンホール蓋浮上防止対策については、交付対象となる主要な管渠に係る対策工事は交付対象である。また、防止対策に係る調査については、交付対象となる対策工事と密接に関連し、一体的に防止対策を講ずる必要があると認められる場合には、当該交付対象となる対策工事に係る調査と併せて、交付対象として調査を行うことができる。

8 下水道管渠敷設の竣工検査におけるTVカメラ検査について

交付対象管渠の工事に関しては、交付対象事業の一環として可能である。

9 公共下水道管渠及びその補完施設（樋門・樋管、ポンプ施設等）に設置する水位計等について

公共下水道管渠又はその補完施設（樋門・樋管、ポンプ施設等）に設置する水位計、流量計、流向計、監視カメラ、遠方監視制御設備その他の施設管理に必要な機器は、交付対象とする。

10 下水道リノベーション推進総合事業における積雪対策推進事業

投雪口周辺の管渠拡幅に対する交付については、周辺の管渠拡幅を行わないと投雪口が設置できない場合は、社会資本整備総合交付金交付要綱（下水道事業）の運用についてⅧ 1.（2）①若しくは②の「その他必要な施設」として交付対象となる。

11 光ファイバー対応管について

光ファイバー対応管への交付は可能である（ただし、主要な管渠に限る。）。

12 下水道輸送システム（真空式・圧力式）について

自然流下方式に代わる真空式・圧力式の下水道輸送システムにおける管理区分及び交付対象の範囲は次のとおりとする。

①宅地内に公共設置ますが設置されている場合は、その下流側を下水道施設とする。

②宅地内に公共設置ますが設置されておらず、代わりに貯水タンク・真空弁（真空式）もしくは貯留槽・グライNDERポンプ（圧力式）が設置されている場合は、当該施設以降の下流側を下水道施設とする。

③圧力式下水道輸送システムの範囲は、前述の施設から圧力開放されるまでとする。

④真空式下水道輸送システムの範囲は、前述の施設から真空ポンプまで、もしくは真空ポンプ直後に圧送されている場合は、圧力開放されるまでとする。

⑤交付対象となる下水道輸送システムの範囲については、当該都市の過去3年間の平均的な交付対象率とする。

13 貯留・浸透施設について

下水道浸水被害軽減総合事業は、貯留施設及び浸透施設を組み合わせで整備することが可能である。この場合、「貯留施設が受け持つ下水排除面積」と「浸透施設と同等の機能を有する貯留施設が受け持つと考えられる下水排除面積」との和を下水排除面積とみなすものとする。

14 汚水に関する下水道管渠の維持更新について

汚水に関する下水道管渠の維持更新については、下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件（昭和46年告示第1705号）第6項第10号において、「汚水処理の衛生処理システムの概成後においては、重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要がある場合等を除き、汚水に関する下水道管渠の維持更新（管渠の排除能力や水質改善機能の増強を伴わないもの）のうち、新規事業分については、国庫補助負担事業を廃止する。」こととしているが、この取扱いについては、以下のとおりとする。

①汚水処理の衛生処理システムの概成

下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、コミュニティプラントの汚水処理施設による整備人口の総人口に対する割合（汚水処理人口普及率）が95%以上とする。

②重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要がある場合等

下水道法第2条の2の流域別下水道整備総合計画に基づいて下水道事業を実施する場合で、「場合等」の「等」とは、下水が適切に処理されないまま放流されると、公衆衛生上の問題、公共用水域の水質保全等に直接的かつ多大な影響を与えることが懸念される処理場のこととする。

③管渠の排除能力や水質改善機能の増強

1)当該管渠が受け持つ汚水の排除量の増加を伴うものとする。

2)管渠の耐震性、耐圧性、耐腐食性、耐摩耗性、耐熱性、耐用年数の向上（既設管の耐用年数よりも大幅に長寿命となるもの）となるものとする。

15 主要な管渠の改正に伴う経過措置について

「昭和四十六年建設省告示千七百五号の改正に伴う告示の運用について」（令和3年4月2日国水下車第1号）3（8）において、「令和2年度までに設計を実施したもの」とは、令和2年度予算にて設計業務に着手し、令和3年度内に完了したものを含むこととする。

16 路面復旧工事の交付対象基準について

路面復旧工事の交付対象基準については、「下水道工事に伴う路面復旧の国庫補助対象基準の運用について」（平成15年5月30日事務連絡）で通知したところであり、それに準拠することとするが、道路管理者の占用条件により指示された面積についても交付対象となる。

Ⅲ. 処理場

- 17 放流水の脱色設備について
脱色設備としての交付には、条例等による水質規制上の位置づけを必要とする。
- 18 水処理施設等における銅板設置（防藻対策）について
必要性が認められれば交付可能である。
- 19 場内配管の更生工事について
一般管渠と同様に、令和元年7月3日付け事務連絡「下水道管渠の更生工法による改築に関する交付対象の運用について」によること。
- 20 汚泥処理設備について
下水汚泥及び焼却灰からリンを回収する設備は、汚泥処理設備として交付可能である。

Ⅳ. 共通

- 21 防食（処理場、ポンプ場、マンホール内壁の防食）対策について
改築関係の調査（交付対象）を実施し、必要性が認められれば実施可能である。なお、ケレン等の作業も工事の一環として交付対象として実施可能である。
- 22 工事施工調整会議（通称）について
公共工事の品質確保を図るため、工事発注後、発注者、受注者、建設コンサルタントの3者による工事施工調整会議（通称）を開催する場合において、当該会議の運営に別途必要となる費用は、交付対象となる。
- 23 下水道工事に関する施工合理化調査等について
下水道用設計標準歩掛に関する施工合理化調査や土木工事積算基準に関する諸経費動向調査等に係る調査費用については、交付対象となる。
- 24 補償費の取扱いについて
交付対象である下水道工事における土地の買収に伴う物件移転補償費、権利消滅費等の補償費については、当該下水道工事の施工年度以外のものも交付対象となる。
- 25 アスベスト対策について
ポンプ場、処理場等の建築物に係るアスベスト除去対策については、点検等により緊急性が高いアスベスト除去対策の必要性が生じた場合においては、個別に協議相談することとされたい。

- 26 耐震化について
布設替えや管更生等の管渠の改築、機械・電気設備の更新や長寿命化対策を含む処理場・ポンプ場の改築については、地震発生時の機能確保にも資するものは、耐震化の一環として実施可能である。
- 27 処理施設等の津波対策について
「最大クラスの津波」が発生した際にも下水道施設の基本機能を確保あるいは避難機能を確保するために必要となる津波対策については交付対象である。
- 28 下水道施設のネットワーク化について
改築時に必要となる機能確保・汚水処理の効率化などの平常時の施設の効率的かつ適切な管理及び災害時の施設の機能確保や減災を図るために必要となるネットワーク化・二条化施設に関し、処理場間を結ぶものや主要な管渠に係るものについては交付対象となる。
- 29 圧力管の二条化について
圧力管のうち、地震等で破損した際に速やかに応急復旧を行うことが困難な管に予備を設けて二条化する場合については交付対象である。
- 30 雨量レーダーの設置について
雨量レーダーについては、XRAIN の活用を基本とするが、下水道施設の運転制御のため、XRAIN の情報を補完する雨量情報が必要と認められる場合に限り交付対象である。
- 31 コンセッション等 PFI 事業における SPC 運営経費について
コンセッション等 PFI 事業における SPC の活動に必要な経費については、施設整備に係るものに限り、交付対象である。
- 32 下水道広域化推進総合事業におけるシステム整備について
下水道台帳システム、固定資産台帳システム、財務会計システム等、下水道事業に関するシステム全般が交付対象となる。
なお、システム整備を実施する場合は、施設整備を含む社会資本総合整備計画に位置付けることとしているため留意されたい。
- 33 効果促進事業について
下水道事業に関する効果促進事業の事例として、次のようなものが考えられるので、事業実施にあたって参考とされたい。なお、基幹事業と一体性を有する事業のみ効果

促進事業の対象としていることに留意されたい。

- ・ 災害時応急復旧資機材(移動式非常用電源、仮設配管、マンホールトイレ等)の整備
- ・ 排水ポンプ車の整備
- ・ 内水ハザードマップを活用した防災訓練
- ・ 実証実験(民間への間接補助を含む。)の実施
- ・ 広報活動、環境教育の推進(学校教育への支援等)
- ・ 下水道BCPの策定
- ・ 雨水調整池の清掃ボランティア活動への支援
- ・ 排水設備の設置促進(間接補助)
- ・ カラーマンホール蓋の設置(主要な管渠に付帯するものに限る。)

国下水道第1号
令和4年4月1日

各都道府県下水道担当部局長 殿
各政令指定都市下水道担当部局長 殿
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道部長
(公印省略)

グリーンイノベーション下水道の実現に向けて

我が国における2050年カーボンニュートラルの実現に向け、「下水道政策研究委員会 脱炭素社会への貢献のあり方検討小委員会」での審議を経て、脱炭素社会の実現に資する下水道の将来像を定め、下水道関係者が一体となって取り組むべき総合的な施策とその実施工程表を報告書としてとりまとめた。

本報告書に基づき、今後、脱炭素・循環型社会への転換を先導する「グリーンイノベーション下水道」を目指し、「下水道が有するポテンシャルの最大活用」「温室効果ガスの積極的な削減」「地域内外・分野連携の拡大・徹底」の3つの方針や「ポテンシャル・取組の見える化」をはじめ5つの施策展開の視点の下、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第54号。以下「改正温対法」という。)により義務付けされることとなった地方公共団体実行計画における目標設定や取組の位置づけはもちろん、あらゆる政策資源を総動員し、具体的かつ着実に各種取組を実施されたい。

なお、改正温対法の施行に伴い、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルも公表されるので参考とされたい。

各都道府県におかれては、貴管内市町村(政令指定都市を除く。)にもこの旨周知されたい。

本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

国水下水第67号
令和4年4月1日

都道府県下水道担当部長殿
政令指定都市下水道担当局長殿
(以上地方整備局等下水道事業担当部長等経由)
独立行政法人都市再生機構下水道担当部長殿
日本下水道事業団事業統括部長殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課長
(公印省略)

下水道施設の改築について

標記について、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

なお、各都道府県におかれては、貴管内の市町村(政令指定都市を除く。)に対しても、周知徹底方願います。

記

- 1 改築に際して交付対象となる施設は、事業計画等に基づき適正な維持管理が行われてきたことを前提として、別表に定める「小分類」施設以上の規模に係る改築であり、かつ、当該施設が同表に定める年数を経過していることとする。
- 2 ただし、次に掲げる場合については上記によらず交付対象とする。
 - (1) 「小分類」施設未達の規模に係る改築であり、適正な維持管理が行われてきたことを前提として、下水道ストックマネジメント支援制度に基づく「下水道ストックマネジメント計画」に位置づけられた長寿命化対策※
 - (2) 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和30年政令第255号)第14条の規定に基づき国土交通大臣が定める処分制限期間を経過した施設であって、特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合等
- 3 改築に際して交付対象となる管路施設については、その施設情報や維持管理情報が地理情報システムを基盤としたデータベースシステムにより管理されていることとする。
- 4 上記1、2の交付対象となる施設は、下水道ストックマネジメント計画に位置づけられ

たものに限定する。ただし、他の事業制度に基づく計画に位置づけられたものは、あらためて下水道ストックマネジメント計画に位置づける必要はない。

※「長寿命化対策」とは以下のとおりとする。

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条の規定に基づき国土交通大臣が定める処分制限期間を経過した施設に対し、対策実施時点から考えて処分制限期間以上の使用年数を期待できるとともに、原則として当初の設置時点から数えて別表に定める標準耐用年数以上の使用年数を期待できる対策をいう。
- ・長寿命化対策を実施した場合において、長寿命化対策を実施しない場合よりも年平均費用が安価になる対策をいう。

附則

- 1 平成28年4月1日付け国水下水第109号国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長通知「下水道施設の改築について」は廃止する。
- 2 上記3の規定については、令和9年度以降の改築に適用するものとする。

〔別表〕

(平成3年4月23日事務連絡別表, 平成15年6月19日改正)

1. 土木建築・付帯設備

大分類	中分類	小分類	年数(注)	大分類	中分類	小分類	年数(注)																													
管理棟 〔処理場内の建物及び場外のポンプ場等は、すべて管理棟に準ずる。〕	躯体	鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨コンクリート造	50	土木建築 汚泥処理施設	共通施設	付帯設備	グレーチング	18																												
		金属造	35(25)			躯体	濃縮タンク		18																											
		内装	床				45			消化タンク	10																									
			壁							貯留タンク		10																								
			天井							洗浄タンク			10																							
			外装(壁)							内部防食				10																						
			屋根仕上げ							手摺					18																					
		塗装	グレーチング							10																										
		防水	屋根防水													10	簡易覆蓋	10																		
			水槽防水														舗装		10																	
			サッシ														鉄筋コンクリート			15																
		建具	ドア														18				コンクリート製品	15														
			シャッター																		路盤		15													
			オーバースライダー																		緑石			30												
			パーテーション																		門扉				35											
金属物	笠木		18	開扉	10																															
	手摺	金属		50																																
	EXP.金物	鉄筋コンクリート				35																														
	梯子	管順材料					35																													
	タラップ	置場						50																												
	ルーフドレン	擁壁 堤防							25																											
	階段	排水施設									25																									
	鉄蓋(車道部)	外灯								50																										
	鉄蓋(その他)	鉄筋コンクリート										30																								
	ポンプ場施設	躯体											鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨コンクリート造	50	土木建築 管路施設	躯体		鉄筋コンクリート	50																	
金属造													35(25)	管				管きよ		50																
揚水施設													躯体				鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨コンクリート造	50			躯体	速心力鉄筋コンクリート				50										
																						共通施設	付帯設備				陶	50								
																								雨水調整池・滯水池			躯体		鉄筋コンクリート	50	硬質塩化ビニル	50				
																									汚水調整池						躯体		鉄筋コンクリート	50	FRPM	50
			水処理施設		躯体																														鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨コンクリート造	
反応タンク施設				躯体									鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨コンクリート造				50	ダグタイル鋳鉄																		
						消毒施設												躯体				鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨コンクリート造	50													
							場内管引き設備																	躯体			鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨コンクリート造		50	コンクリート						
								共通施設																	付帯設備					内部防食	10		レジンコンクリート	50		
			手摺		18				コンクリート																								50			
手摺				18					硬質塩化ビニル		50																									
						手摺			18	硬質塩化ビニル			50																							
							手摺			18		陶					50																			
	手摺	18						遠心力鉄筋コンクリート				50																								
			手摺		18			本体(コンクリート製)						50																						
手摺				18				本体(硬質塩化ビニル製)							15																					
						手摺		18	本体(レジンコンクリート製)							30																				
							手摺		18	鉄蓋(車道部)								10																		
	手摺	18								鉄蓋(その他)									10																	
			手摺		18					内部防食										15																
手摺				18						給排水・衛生・ガス設備											40(15)															
						手摺		18		揚水ポンプ												15														
							手摺		18	電気温水器													15													
	手摺	18								給湯ボイラ														15												
			手摺		18					衛生器具															15											
手摺				18						ガス設備	15																									
						手摺		18		ガス給湯器			15																							
							手摺		18	床排水ポンプ							15																			
	手摺	18								給水管・水栓・排水管・ガス管		15																								
			手摺		18					受水槽・高架水槽				15																						
手摺				18						温水ボイラ					15																					
						手摺		18		温風暖房器						15																				
							手摺		18	ダクト								15																		
	手摺	18								チラーユニット									15																	

大分類	中分類	小分類	年数(注)		
管理棟 〔処理場内の建物及び場外のポンプ場等は、すべて管理棟に準ずる。〕	空調・換気設備	冷凍機	15		
		ファンコイル			
		熱交換器			
		オイルポンプ			
		燃料タンク			
		膨張タンク			
		エアロ(含/パッケージエアロ)			
		冷却・循環ポンプ			
		クーリングタワー			
		ファン			
		エアカーテン			
		電気設備		電灯分電盤	15
				照明器具	
				アンプ	
				スピーカ	
交換機					

大分類	中分類	小分類	年数(注)	
管理棟 〔処理場内の建物及び場外のポンプ場等は、すべて管理棟に準ずる。〕	電気設備	電話器類	15	
		避雷針	10	
		消火災害防止設備	接地端子類	15
			動力制御盤	
			配線・配管類・配管器具	
			受信機	
			感知器	
		昇降機	スプリンクラ	8
			防犯受信機	
			進入検知機	
			特殊消火装置	
			防火扉	
		昇降機	配線・配管類・配管器具	15
			エレベータ	
			可動間仕切り	
昇降機	アコーデオンカーテン	17		
	スライディングドア			

注) []内は金属製及び合成樹脂製
()の数値は、処理施設上屋の場合

2. 機械設備

大分類	中分類	小分類	年数(注)			
沈砂池設備	スクリーンかす設備	スクリーン	15			
		自動除塵機				
		破碎機				
		ベルトコンベヤ				
		フラインコンベヤ				
		スクリュウコンベヤ				
		スキップホイスト				
		貯留装置				
		スクリーンかす洗浄機				
		スクリーンかす脱水機				
		汚水沈砂設備		沈砂かき揚げ機	沈砂洗浄機	15
					スクリュウコンベヤ	
					流水トラフ	
					トラフコンベヤ	
					フラインコンベヤ	
ベルトコンベヤ						
スキップホイスト						
揚砂ポンプ						
噴射式揚砂機						
沈砂分離機						
雨水沈砂設備	沈砂かき揚げ機	貯留装置	20			
		沈砂洗浄機				
		スクリュウコンベヤ				
		流水トラフ				
		トラフコンベヤ				
		フラインコンベヤ				
		ベルトコンベヤ				
		スキップホイスト				
		揚砂ポンプ				
		噴射式揚砂機				

大分類	中分類	小分類	年数(注)
ポンプ設備	汚水ポンプ設備	逆止弁	15
		真空ポンプ	
		貯留タンク	
		真空弁	
		水中攪拌機	
		ポンプ本体	
		電動機	
		減速機	
		抵抗器・制御器	
		吐出弁	
		逆止弁	
		ディーゼル機関	
		ガスタービン	
		空気圧縮機	
		燃料ポンプ	
燃料タンク			
真空ポンプ			
消音器			
冷却器			
排水ポンプ車(車両本体)	7		
排水ポンプ車(車載設備)	10		
雨水滯水池・調整池	雨水滯水池・調整池設備	ポンプ本体	20
		電動機	
		吐出弁	
		逆止弁	
		逆止弁	
汚水調整池設備	汚水調整池設備	汚泥かき寄せ機	15
		ポンプ本体	
		電動機	
		吐出弁	
		逆止弁	
水処理設備	最初沈殿池設備	汚泥かき寄せ機	15
		スカム除去装置	
		スカム分離機	
		スカム移送ポンプ	
		汚泥ポンプ	
反応タンク設備	反応タンク設備	送風機本体	20
		電動機	
		抵抗器・制御器等	
		吐出弁	
		逆止弁	

大分類	中分類	小分類	年数(注)	大分類	中分類	小分類	年数(注)														
水処理設備	反応タンク設備	潤滑油装置	15	汚泥処理設備	汚泥輸送・前処理設備	洗浄水タンク(銅板製)	35														
		冷却水ポンプ				計測ピット(銅板製)	50														
		冷却塔				汚泥等受入タンク(鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造)	35														
		乾式フィルタ				汚泥等受入タンク(銅板製)	15														
		湿式フィルタ				汚泥計量分配槽(銅板製)															
		機械式エアレーション装置			汚泥かき寄せ機																
		水中攪拌機			汚泥ポンプ																
		膜ユニット			浮上濃縮タンク(銅板製)																
		回転円板			汚泥かさとり機	10															
		散水機			加圧タンク																
		汚泥ポンプ			空気圧縮機																
		上澄水排出装置			加圧ポンプ																
		酸素発生装置			速心濃縮機																
		消毒設備			膜カートリッジ	10	汚泥消化タンク設備	センタードーム	10												
		最終沈殿池設備			汚泥かき寄せ機			ガス攪拌装置	10												
	スクラム除去装置		機械攪拌機	15																	
	スクラム分離機		汚泥ポンプ	10																	
	スクラム移送ポンプ		脱硫装置	10																	
	返送汚泥ポンプ		余剰ガス燃焼装置	15																	
	消 毒 設 備	余剰汚泥ポンプ	テレスコープ弁	10	汚泥洗浄タンク設備	燃料タンク	8														
		薬品貯留タンク	燃料ポンプ			15															
		薬品注入機	ガスホルダ			8															
		塩素ガス中和装置	蒸気ボイラ																		
		紫外線滅菌装置	温水ボイラ																		
	オゾン発生装置	排オゾン処理装置	20	汚泥貯留設備	熱交換器	15															
	排オゾン処理装置	反応タンク(銅板製)			10																
	自動洗浄ストレーナ	マイクrostレーナ			15																
	自動給水装置	自動洗浄ストレーナ			15																
	放流ポンプ設備	ポンプ本体			15	調 質 設 備	汚泥かき寄せ機	15													
	高度処理設備(水処理設備に準じる。)	電動機	減速機	抵抗器・制御器			吐出弁	逆止弁	8												
凝集沈殿設備(に準じる。)		薬品ポンプ	薬品タンク	攪拌装置			薬品ポンプ	薬品タンク		15											
		急速ろ過設備	ろ過機	ポンプ			流入スクリーン	活性炭吸着塔			活性炭ポンプ	15									
			汚泥輸送・前処理設備	再生炉			汚泥ポンプ	自動除塵機			破碎機		スクラユーコンベヤ	15							
				汚泥乾燥設備	貯留装置	スクリーンかす洗浄機	スクリーンかす脱水機	汚泥攪拌機			洗浄水ポンプ		8								
	汚泥乾燥設備				蒸気ボイラ	温水ボイラ	熱風発生炉	スクラバ	50												
汚泥貯留設備					脱臭装置	燃料タンク	燃料ポンプ	ガスホルダ		蒸気ボイラ	温水ボイラ				熱交換器	貯留装置	移動脱水車(脱水乾燥車を含む:車両本体)	移動脱水車(脱水乾燥車を含む:車載機器)	汚泥乾燥機	蒸気ボイラ	温水ボイラ

大分類	中分類	小分類	年数(注)	大分類	中分類	小分類	年数(注)
汚泥処理設備	汚泥乾燥設備	熱交換器	8	汚泥処理設備	コンポスト設備	袋詰機	10
		サイクロン	10			定量供給機	
		バグフィルタ				コンベヤ	
		排煙処理塔				貯留装置	
		脱水汚泥貯留装置				※次表は全ての中分類に該当する設備、機器(装置)を示す。	
		脱水汚泥移送ポンプ	付帯設備		ゲート設備	流入ゲート	15
		焼却炉			流出ゲート		
		溶融炉			バイパスゲート		
		送風機			連絡ゲート		
		燃料供給装置			可動堰		
	補助燃焼装置	クレーン類			配管	クレーン類物あげ装置	20
	熱交換器				送 気		
	廢熱ボイラー				給 水		
	脱硝装置				送 泥		
	排煙処理塔				排 水		
	乾式電気集塵機	建設資材利用設備	サイクロン		仕切弁	15	
	湿式電気集塵機		電動弁				
	バグフィルタ		空気作動弁				
	サイクロン		薬液酸化装置				
	灰搬出機		オープン酸化装置				
	バケットコンベヤ	コンポスト設備	フライトコンベヤ		活性炭吸着装置	10	
	スクラユーコンベヤ		直接燃焼装置				
	スラグ生成装置		酸又はアルカリ洗浄装置				
	煙 道		生物脱臭装置				
	空気圧縮機		土壌脱臭装置				
貯留装置	自家発電設備	プレス機	ファン	10			
焼成機		ダクト					
梱包装置		床排水ポンプ	10				
切板機		突 煙	焼却・溶融炉用		35		
送風機		ボイラ用	(15)				
乾燥機	焼成用	エンジン用		10			
発酵槽(銅板製)	振動機	トラックスケール	10				

注) [] 内は鋼鉄製 < > 内は金属製

3. 電気設備

大分類	中分類	小分類	年数(注)	大分類	中分類	小分類	年数(注)
電気計装設備	特高受変電設備	断路器	20	電気計装設備	自家発電設備	原動機	15
		遮断器				発電機盤	
		変流器				同期盤	
		避雷器				自動始動盤	
		変圧器				補機盤	
		接地開閉器				グミー切換盤	
		計器用変圧器				冷却水ポンプ	
		保護継電器盤				冷却塔	
		断路器盤				給気ファン	
		遮断器盤				排気ファン	
	コンデンサ盤	グミーロード					
	受変電設備	断路器盤	消音器		10		
		遮断器盤	空気圧縮機				
		変圧器盤	燃料ポンプ				
		コンデンサ盤	燃料タンク				
変流器盤		制御電源及び計装用電源設備	充電器盤	10			
自家発電設備	低圧主幹盤	インバータ盤	15				
	柱上開閉器	鉛蓄電池(長寿命型)		15			
	高調波抑制装置	鉛蓄電池		7			
	発電機	汎用ミニUPS					

